

最高裁判所（第二小法廷） 平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 損害賠償
請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国

平成25年1月25日棄却・不受理・確定

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年6月22日判決、本資料
261号－112・順号11702）

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年11月29日判決、本資料
261号－229・順号11819）

決 定

上告人兼申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	金崎 浩之ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項
所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる
法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められ
ない。

平成25年1月25日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 小貫 芳信

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美